**○○森林公園の有効活用等に係る協定書**

参考雛形１

熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業を実施するに当たり、事業実施者○○○○（以下、「甲」という。）と森林公園管理者○○市（町村）（以下、「乙」という。）は○○森林公園の森づくりを進めることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲は、第２条に定める森林公園において植樹及び間伐等の森づくり活動、簡易な公園施設の設置や修理及び体験学習等を実施することにより、社会貢献を行うとともに、地域住民との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとし、乙は甲の実施する活動に対し誠意をもって協力するものとする。

（協定の対象となる森林公園）

第２条　この協定により、甲が熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業を実施する森林公園（以下「協定森林公園」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(１) 所在地　熊本県○○

(２) 面　積　○○．○○ヘクタール

(３) 図　面　別紙のとおり

（協定期間）

第３条　この協定の有効期間は、事業交付決定日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、甲又は乙から期間を延長したい旨の申し出があった場合、甲及び乙が協議のうえ、期間を延長することができるものとする。

（活動の実施）

第４条　甲は、協定森林公園における森づくり活動を、甲及び乙が協議のうえ別途定める別添「熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業計画」及び企画書に基づき実施するものとする。

（経費の負担）

第５条　森づくり活動に要する経費については、甲が補助事業者として実施する熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金を充てる。

（立木等の財産の帰属）

第６条　区域内に植樹する樹木及び間伐材等並びに甲が補修を行った簡易な既設の公園設備（案内板等）は、この協定の期間中又は事由の如何を問わずこの協定が終了した場合のいずれの時においても、乙の所有に帰属するものとする。

　２　区域内において、甲が新設する簡易な設備（炭窯等）は、この協定の期間中は甲の所有に帰属するものとし、また、事由の如何を問わずこの協定が終了した場合は甲が撤去するものとする。

（信義誠実の尊重）

第７条　甲及び乙は、相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行するものとする。

（その他の事項）

第８条　この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及びこの協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

この協定の証として、この証書を２通作成し、甲、乙の署名のうえ各自その１通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲　　　住所

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住所

○○市（町村）

　　　　　　　代表者　○○長　　　　　　　　　　　印